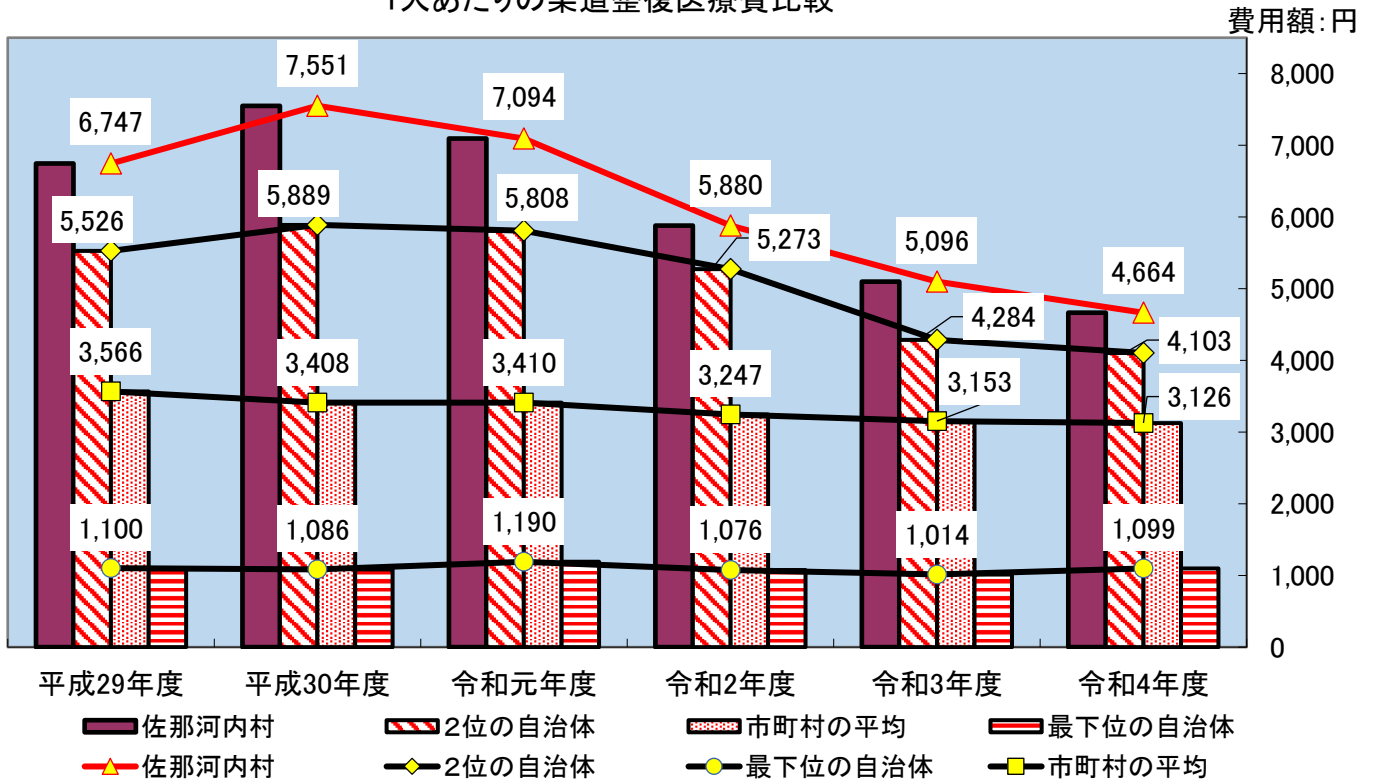


国保だより 令和5年1号

村の国保被保険者1人あたりの柔道整復施術療養費 9年連続 ワースト1位

1人あたりの柔道整復医療費比較



村の国保被保険者の1人あたりの「柔道整復師(整骨院・接骨院)や鍼灸、マッサージ師による施術にかかる療養費」(以下、柔道整復施術療養費)は減少傾向にあるものの、平成26年度から9年連続で県下24市町村の中でワースト1位となっており、最も高くなっています。

令和4年度は4,664円で平成30年度と比べると2,887円安くなっていますが、市町村の平均額3,126円より1,538円も高くなっています。また、一番安い最下位の自治体と比べると4倍以上費用がかかっています。

●柔道整復施術療養費が増加するとどうなるの？

柔道整復施術療養費は、国保に加入されているみなさんが負担する国保税で賄われています。増加していくと国保税の引き上げの要因となります。

●柔道整復・鍼灸・マッサージのかかり方について確認してください。

柔道整復師(整骨院・接骨院)や鍼灸、マッサージ師による施術のうち、健康保険が使用できるケースは限定されています。「各種保険取扱」と表示があっても、健康保険の対象となる場合と、ならない場合があります。施術を受ける前にしっかり確認して正しくかかりましょう。

★健康保険が使えないケース(全額自己負担)

- ・単なる(疲労性・慢性的な要因からくる)肩こり、筋肉疲労など
- ・病気(内科的原因による疾患)によるこりや痛み
- ・脳疾患後遺症などの慢性病
- ・症状の改善がみられない長期の施術(応急処置、長期の施術が必要な場合を除く)
- ・スポーツなどによる肉体疲労改善のための施術
- ・労災保険の対象となる工作中や通勤途上に起こった負傷
- ・疲労回復や疾病予防のためのマッサージなど

※保険医療機関(病院・診療所など)で同じ負傷などで治療中の場合は、施術を受けても保険などの対象になりません。

☆健康保険が使えるケース(一部自己負担)※急性又は亜急性(急性に準じるもの)のみ

- ・外傷性の打撲・ねんざ・挫傷(肉離れなど)
- ・骨折・脱臼の施術(緊急の場合を除き医師の同意が必要)
- ・はり・きゅうは、主として神経痛、リウマチ、頸腕(けいわん)症候群、五十肩、腰痛症及び頸椎捻挫後遺症などの慢性的な疼痛を主病とする疾患の治療(医師の発行した同意書か診断書が必要)
- ・マッサージは、筋麻痺や関節拘縮(こうしゆく)などで、医療上マッサージを必要とする症例(医師の発行した同意書か診断書が必要)

●施術を受けるときの注意点

- ①負傷原因(いつ・どこで・何をして・どんな症状があるのか)を正確に伝えてください。
- ②療養費支給申請書は負傷原因・負傷名・日数・金額を確認し、原則患者自身が署名又は捺印してください。
- ③領収書は必ずもらい、保管しておきましょう。

①慢性的・突発的な身体の痛みや不調、突然のケガなどがある場合は…

自己判断せずに、医療機関(整形外科など)で診察を受けてください。

整骨院・接骨院では、診療の目的をもってレントゲン検査をおこなったり、外科手術をおこなったり、薬を投与することができません。実際に、整骨院で施術を受けていて症状に改善が見られず、医師の診断を受けたところ、重大な疾病であったケースもあります。

【具体的な例】

- 肩や首が痛い⇒心筋梗塞や狭心症心臓など
- 背中が痛い⇒すい炎、すい臓がん、多発性骨髄腫、大動脈解離など
- 腰が痛い⇒腰椎椎間板ヘルニア、腰部脊柱管狭窄症など

①柔道整復師からの施術に関する受診内容照会の調査について

厚生労働省の通知により、「整骨院・接骨院(柔道整復師)において、多部位(負傷の部位が複数あること)、長期又は頻度が高い施術を受けた人などに対して文書照会による調査を実施し、柔整療養費支給の適正に努めること」との指導があったことから、村では施術を受けられたご本人に施術内容や負傷原因について、文書による照会を行っています。

この調査票は受診した整骨院・接骨院(柔道整復師)から村に請求される療養費の施術内容と実際に受診した施術内容とが一致しているかどうかを確認させていただくものです。確認の結果、内容が一致しないなどの理由により療養費を全額自己負担していただく可能性があります。調査票を受け取った人は必ず期限までにご回答いただくようお願いします。

なお、期限までに回答いただけない場合は、電話または、面談により再照会を行いますのでご協力をお願いします。

●健康づくりのために(肩こり、筋肉疲労などの症状改善のために)

長い間筋肉を使わないと、筋力が低下したり、関節の可動域が狭くなったりするため、痛みなどの症状が出てくる場合があります。ストレッチなどの運動を日々の生活に取り入れていくことによって、肩こりや筋肉疲労などによる痛みなどの症状を緩和したり、予防したりすることができます。

村の国民健康保険事業では、毎年、健康づくりチャレンジ教室を開催し、日々の生活に取り入れやすいストレッチなどの運動を学べる機会をつくり、皆様の健康づくりをサポートしています。開催日程については、今後の広報さなごうちの情報ボックスコーナーに掲載する予定です。ぜひご利用ください。